平成２３年（フ）第１２２号
石川県小松市下牧町ホ25番地１、従前の住所
石川県小松市串町甲１番地１
債務者　石谷　康弘
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第４８号
福井県敦賀市若葉町１丁目507番地
債務者　緒方　和美
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第９５号
長野県茅野市玉川2593番地１
債務者　大岩　優子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第２６０号
徳島県徳島市国府町観音寺280番地の２　プレタメゾン国府302号、旧住所徳島県徳島市国府町和田字原淵84番地の17
債務者　碓井伊佐雄
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３００号
徳島市国府町観音寺524番地の２
債務者　坂東久仁男
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６０号
愛媛県宇和島市並松２丁目３番22号　アヴァンティナカヤマ202号
債務者　木ノ脇　愛
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第４４８号
高知県土佐市宇佐町宇佐1154番地１
債務者　丸橋　　肇
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５８３号
高知市北本町１丁目１番１号　山崎マンション403
債務者　甫木佐代子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５８６号
高知市南川添１番17号　緑マンション202号
債務者　手島　勝治
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４８３号
福岡市南区清水２丁目１番39号
債務者　白垣　正弘
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０５１号
福岡市東区三苫２丁目16番50―201号
債務者　星　有紀子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１４５号
福岡市城南区鳥飼７丁目29番304号
債務者　中谷　正浩
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１７２号
福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原457番地１エステート長者原103号
債務者　木村　幸治
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２７０号
福岡県糟屋郡粕屋町若宮２丁目10番38号
債務者　渡部紗耶香（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３１１号
福岡市南区塩原４丁目５番52―404号
債務者　徳永　美香
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３５１号
福岡県春日市紅葉ヶ丘東５丁目136番地
債務者　山本　陽亮
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４０１号
大分県別府市浜脇１丁目20番26号
債務者　河野　真吾
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係